

更推協会報

発行者 茨木市更生保護推進協議会
 事務局 茨木市福祉部地域福祉課内
 〒567-8505 茨木市駅前3-8-13
 TEL.072-620-1634
 題字 会長 掛谷建郎



上段左：“社会を明るくする運動”茨木市オリジナルポスター／左：第73回（令和5年度）“社会を明るくする運動”市民大会
 上段右：茨木地区更生保護女性会による合唱（2017年1月）／下段右：社会を明るくする運動茨木市推進委員会への協力費の贈呈（令和5年度茨木市更生保護推進協議会 総会にて）

非行原因の理解と対策が重要 厳罰化だけでは問題解決せず

茨木市更生保護推進協議会 会長 掛谷建郎

今年夏、非行や罪を犯した人の社会復帰について話を聞く機会が二度ありました。一つは「社会を明るくする運動」茨木市民大会での倉繁英樹・浪速少年院長の講演です。「矯正院から少年院への100年の歩み」と題したお話の中で、院長は在院者の非行の背景について、「もともとなんらかのケアが必要だった資質上の問題に加え、家庭環境、生育上の問題が挙げられます」と述べられました。

説明映像には、「発達障害、知的障害等の資質上の制約」「虐待等の不適切な養育、貧困、無支援」とあり、その影響として「大人への不信感」「自己統制力の不足」「被害感」「低い自己評価」「社会からの疎外感」があげられていました。発達障害について、倉繁院長は「発達のステップが変わる9歳ごろまでの手当が重要」と指摘、「この段階で、もう少し小学校や行政の支援があったら、少年院に入っていなかったのかもと思うことがある」と語られました。

◆ もう一つは「闇バイト」を巡る廣末登・久留米大学非常勤講師（社会病理学）と服部達也・京都産業大学教授の対談です。

◆ 「闇バイト」の著書もある廣末氏は「一度前科者になると出所後も銀行口座が開けなくなる」として、社会復帰を妨げる「反社登録」の問題を指摘しました。「三振を繰り返す」「負の回転フ・アウト」では、「再犯を繰り返す」「負の回転フ・アウト」につながるというのが同氏の主張です。

◆ 少年院の院長経験も豊富な服部氏は、起訴された18～19歳の「特定少年」について実名報道を認めた昨年の少年法改正を例に、厳罰化の傾向に警鐘を鳴らしました。実名報道は一度聞いた若者の社会復帰の妨げにもなるからです。少年の非行や犯罪の抑制について、服部氏は「必要なのは刑事政策ではなく、社会政策」と強調しました。「なぜそういつ行動を起こしてしまったのか」「どうすればそれを防ぐことができるのか」という視点こそ重要というわけです。

◆ 令和4年犯罪白書によると、令和3年の少年院入院者（男子）について、教育程度で最も多いのが「高校中退の41%。彼らの保護者は「実母」が40.1%で、「実父母」の32.9%を大きく上回っています（「義父実母」は12.6%）。驚くべきは被虐待経験の多さです。身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待を合わせると、男子が40.0%、女子は58.9%にも上ります。

◆ 「親力チャ」という若者言葉があります。「親は自分じゃ選べない」という意味で、レバーを回すとカブセルに入った景品が出てくる「ガチャ」に例えたものに入っています。2021年には新語・流行語大賞のトップテンにも選ばれています。

◆ 若者は軽いノリで使っている面もあるようですが、人生の当たりはすれば生まれた時の運次第といった言葉からは、自らの努力でどうにもならない諦めや苛立ちも感じられます。

◆ 厚労省が公表している「子どもの貧困率」（所得が中間の人の半分未満の世帯にいる子どもの割合）によると、2021年はひとり親世帯で44.5%と半数近くが貧困状態です。児童相談所での児童虐待相談対応件数は2021年度に20万7660件と、過去最多を更新し続けています。

◆ 非行少年や出所者の社会復帰を支援し「負の回転フ」を通さないようにするのが更生保護です。活動には保護司や更生保護女性会の会員、非行少年や出所者を雇う協力雇用主、BBS活動に参加する学生などが関わっています。当協議会は彼らの活動を資金面で応援しています。

◆ 非行少年や犯罪者が生まれる背景について我々ももっと社会に発信する必要があると思います。更生保護活動を通じて我々が目にしている人たちの多くは、「親力チャ」に恵まれず、「生きづらさ」を抱えてきた人たちでもあります。

◆ 被害者の存在を考慮しても、非行や犯罪は正当化できるものではありません。しかし、それは我々の社会の歪みを映し出す鏡にもなります。

令和4年度 決算書 (円)

■収入の部	
会費	1,006,000
負担金	0
繰入金	0
繰越金	614,774
雑収入	0
収入総計	1,620,774
■支出の部	
会議費	11,251
事務費	19,820
事業費	166,341
助成費	550,000
社明費	100,000
通信運搬費	14,982
慶弔費	0
積立金	100,000
予備費	0
支出総計	962,394
■差引残額	658,380
(差引残額 658,380 円は翌年度へ繰越)	

監査報告

令和4年度茨木市更生保護推進協議会会計決算につき、収入・支出並びに関係帳簿を監査したところ、いずれも正確適正に行われていたことを認めます。

令和5年5月24日

茨木市更生保護推進協議会

監事 細田 茂
 監事 木元 美子

令和5年度 予算書 (円)

■収入の部	
会費	1,000,000
負担金	150,000
繰入金	0
繰越金	658,380
雑収入	620
収入総計	1,809,000
■支出の部	
会議費	25,000
事務費	35,000
事業費	454,000
助成費	550,000
社明費	100,000
通信運搬費	40,000
慶弔費	10,000
積立金	100,000
予備費	495,000
支出総計	1,809,000

茨木市更生保護推進協議会への入会

問い合わせ 茨木市更生保護推進協議会事務局
 申し込み先 (茨木市福祉部地域福祉課内)
 住所：茨木市駅前三丁目8番13号
 TEL.072-620-1634 FAX.072-621-1660

令和4年度 事業報告書

- 令和4年 社会を明るくする運動 茨木市推進委員会
- 5月11日 茨木市更生保護推進協議会総会
- 6月7日 茨木地区更生保護協力雇用主会総会
- 6月29日 第72回「社会を明るくする運動」市民大会
- 7月16日 更推協会報発行(第38号)
- 9月1日 茨木地区保護司会 新年定例会
- 令和5年 更推協会報発行(第39号)
- 3月20日 第72回「社会を明るくする運動」企画会議(書画)
- 3月 第72回「社会を明るくする運動」企画会議(書画)

令和5年度 事業計画

- 一、更生保護事業の積極的推進
- 一、「社会を明るくする運動」への参加と啓発
- 一、更生保護の理解のための研修会
- 一、健全な社会復帰者に対する支援
- 一、機関誌(更推協会報)の発行
- 一、更生保護事業に対する協力及び助成
- 一、保護司会との協議及び連絡
- 一、更生保護女性会への協力
- 一、BBS会への協力
- 一、更生保護協力雇用主会への協力
- 一、関係官公署並びに社会事業諸団体との連絡・協調
- 一、会員相互の情報交流及び親睦
- 一、会員の拡充強化
- 一、その他この会の目的を達成するに必要な事業

令和5年度 役員名簿

令和5年6月5日

役職	氏名	役職	氏名
会長	掛谷 建郎	常任理事	殿村 昌弘
副会長	合田 順一	常任理事	堀 典之
副会長	吉岡 正宏	常任理事	長岡 秀美
副会長	山野 右子	常任理事	辻 輝也
副会長	辻口 信良	常任理事	大神 硬司
副会長	中尾 巖	理事	田畑 敬
会計	阪田 真二	理事	原田 強
会計	土方 慶之	理事	加藤 真一
監事	細田 茂	理事	柚木 孝仁
監事	木元 美子	理事	水木真実子
相談役	澤田 範雄	理事	八木 香織
相談役	大森 保延	理事	射場 一之
常任理事	馬場 孝志	理事	樺山 泰幸
常任理事	小阪 武司	理事	高井 一実
常任理事	角谷 真枝		

茨木地区更生保護女性会 結成50周年を迎えるにあたって

茨木地区更生保護女性会 会長 西島 幸江

更生保護女性会は、戦前から少年保護などの活動を行っていた女性団体が前身です。昭和24年に更生保護制度施行に伴い、全国的に地区更生保護婦人会が組織されていきました。茨木市では、当時の保護司会会長、当会初代会長はじめ関係者のご尽力により、昭和48年2月に「茨木市更生保護婦人会」として結成されました。その後、平成16年に現在の「茨木地区更生保護女性会」と改称し、今年結成50周年をむかえます。

平成12年には、日本初の虐待防止のための民間組織「子ども、わいわい、ネットワー」が結成され、更女会は構成団体として活動して



茨木市更生保護の集い

なでしこほっとサロン

今年度からは、浪速少年院の行事への参加、子育て支援活動・研修会等を復活してまいります。しかし、會員の高齢化が進み、新會員募集やITの活用など様々な課題があり、50周年を機に新たな気持ちで更女会活動に励んでいきたいと思っております。

関係機関、諸団体の皆様には、今後ともご支援ご協力ををよろしくお願い申しあげます。

茨木フェスティバルに出店して

茨木BBS会会長 山脇 亜香莉

BBS会とは、社会に生きづらさを感じている少年少女、中でも主に非行少年に対して、兄や姉のような存在として支えることを活動目的としたボランティア団体です。茨木BBS会は、大阪府内の地区会の一つで、會員のほとんどが茨木市内にキャンパスがある大学生で構成されています。私たちBBS会は例年通り

今年度加入會員も多数参加し、「暑かったが、大学生になって小学生ぐらいの子もたちと関わることはないの新鮮で楽しかった」という内容の報告もありました。参加した會員全員が無邪気な子どもたちから暑さを吹き飛ばす元気を貰いました。

去る7月15日に開かれました第73回社会を明るくする運動茨木市民大会では、式典に引き続き、浪速少年院院長の倉繁英樹氏を講師に招き、大正から令和への歩みの中で今年100周年を迎えた浪速少年院の歴史的背景や矯正院から少年院に移り変わった経緯及び少年司法と児童福祉との関連の中で果たしてきた意義と役割等について解説いただきました。同時にこれら現場が抱える問題点も示されました。

非行少年の処遇の歴史は、遅れば明治五年に創設された懲治監に始まるが、対象は20歳以下で、監獄内の分置された収容場所において、刑罰としてではなく再犯をしないための教育や訓練を行う施設と位置付けられていた。

また、興味深いのは、我が国の非行に悩む保護者が申請すれば懲治監に入れられることができると監獄側に記されていたとの解説に、百年前の保護者の悩みも古くて新しき永遠の課題かと妙に納得した次第である。

その後、名称が懲治監から懲治場に変わり、法令で教育と職業訓練を行う場であることが明確化されたが、現場の運営が予算措置もないまま各道府県に委ねられたことから、財政難の自治体では恐らくお荷物であったことに違いなく、なかなか本来の懲治場たる中身が伴わなかった。大阪の池上雪枝氏が私財を投げ売って家族一丸で我が国最初の感化院の設立に尽力された。その熱い思いが監獄官僚や宗教家等の民間篤志家に受け継がれ、やがて明治33年の感化法の成立に繋がり、各府県が公立の感化院を設置することとなったが、財政負担を理由に多くの府県は設置に消極的で、8年経っても東京・大阪を含む2府3県に留まってしまったのは誠に残念な事である。

いつの時代も同じで、恐らく非行に走った少年達に今さら公費を使って手を差し伸べる意味は何か、との世論を含めた消極的な意見に押されたのかも知れない。しかし、皮肉なことに、当時、社会不安の発生や急速な都市化の中、少年非行が急増し、特に感化院では対応できない程度に問題性は大きいのが、事案内容自体は窃盗

など比較的軽微で刑事処分では改善更生の機会を十分に与えることのできない少年の処遇が問題となっていた。そこで考えられたのが、刑務所のように厳格な収容施設であるが、刑罰ではなく教育や職業訓練を行う施設、それが矯正院であった。反対意見も多かった中、様々な議論を経て、まずは東京と大阪の2か所のみで、ということにはなりましたが、旧少年法と矯正院法が大正11年に成立し公布された。

大阪における矯正院の開設準備には大阪控訴院院長の谷田三郎氏が任命され、先ずは開設に相応しい場所の選定に奔走し、清閑で水が綺麗で年中耕作ができ、しかも物資の調達が容易でかつ職員の子弟の教育環境が整っている場所としてこの茨木市、当時の春日村の郡山に決定。翌12年、初代会長に国立武蔵野感化院教諭の小川恂蔵氏が任命され、この地に我が国最初の少年院の一つ「もう一つは東京の多摩少年院」が誕生した。なお、昭和24年に現少年法・旧少年院法が施行されるまで法律上はあくまで「矯正院」であったが、少年たちのための施設という趣旨を込めて、設立当初から「浪速少年院」と命名されて今日に至っている事も興味深いものである。

設立当初や戦前の写真もスライドで紹介されたが、特殊教育（現在の特別支援教育）や音楽教育・印刷技術の習得のための専門家も配属され、図書室、理科標本室、食堂、温室、医療室、プール、心理検査室も設けられるなど、当時としては相当の充実ぶりだった。戦後は職業訓練専門施設として理容科、自動車科、板金科、溶接科、畜産科まで用意されていた。教育と職業訓練を通して更生自立への導きに徹する浪速少年院の百年の歩みに接し、倉繁英樹院長の「真の改善更生は少年院のみで出来るものではなく、社会の中で人との繋がりの中でしか出来ないのである。」という言葉に、保護司としての役割とより以上の日々の研鑽の大切さを教示いただけた一日であった。



浪速少年院 倉繁英樹 院長

保護司奮闘記 第8回



保護司 兼光 徳郎



保護司 松本 早智子

保護司拝命から21年が経ちました。学生時代の友人が「まだ続けているの。私は自分の事で精一杯なのにあなたはずこいね。」と言ってくれますが、私こそ、保護司を無事に長く続けられている事に驚き、感謝しているのです。

平成14年、新任早々担当した少年との出会いが、現在に至る私の保護司としての原点です。非常に複雑な家庭の事情があり、どう進めていけばいいのか彼の処遇に悩んでいる時、当時の観察所の課長さんからそれぞれの事情は分からないものです。分からないものだと思うていた方がかえって見えてくるものもありますよ。」との助言を頂き、思索せず、どんな人にも心に響くものがあるはずと信じて、焦らず、丁寧に接してこうと決めました。

保護観察の場合、協力者が必要です。父母や祖父母、雇用主さん等々。以前に無事保護観察終了となった少年の祖母が、先日自宅を訪ねてくれました。母親と折り合いが悪く、引受人である祖母から対応の仕方を教わるほどの、最初はお手上げ状態の非行少年でした。「大変な3年間でし

境から抜け出せず、同じ道を進んでしまつても少なくありません。その負のスパイラルから抜け出せず、自身が一番苦しんでいるようにも見えます。

何故、その間違つた道を最初に選んでしまつたのでしょうか？ 観察所から渡される事件調査票を読んでいると、おしなべてこの対象者も幼少期における家庭環境の複雑さが目に付きます。親との離別や不和、貧困、育児放棄、虐待等、幼少期の愛着形成に問題があるように思います。もちろん、これらは必ずしも単独の問題ではなく、いくつかが有機的に結びついて、非行や犯罪に繋がっているはずなんです。

こういった事象に気づき自分に出来ることは何かと考え、何らかの原因で親と一緒に生活出来ない子供への社会的活動として、「養育里親」に登録し、認定されました。保護司として、犯罪や非行をしてしまった方への更生保護は、どうしても「later」の活動となりますが、その道に進むことが無いよう、自分に出来る「before」の活動として、社会的擁護が必要な子供への養育里親にも、力を入れて活動してまいりたいと、現在お預かりしている0歳児の里子ちゃんを寝かしつけながら、今回の原稿を書いております。

What's 更生保護? 第4回 少年処遇について

今回は少年事件の犯罪から各処遇の流れを説明します。

少年は、18歳未満の犯罪を犯す行状が見受けられるものを、触法少年は14歳未満で刑法に抵触する行為をしたものを指します。また、犯罪少年は14歳以上20歳未満の犯罪を犯したものです。少年鑑別所、少年院、少年刑務所は、少年を拘束する場所ですが、まったく役割の違うものです。

少年鑑別所は、逮捕勾留された少年が、家庭裁判所

の審判が下されるまで収容される場所です。審判実施前に非行性や性格などを鑑別します。少年院は、審判を受けた結果、普段の生活に戻す前に、健全な社会復帰のための矯正教育を受ける場所です。また、少年が刑事裁判において実刑判決を受けた場合に収容されるのが少年刑務所です。

チャートの流れの後、一般社会での彼女たちの立ち直りの期間が始まります。立ち直りのお手伝いをするのが保護司などによる更生保護活動です。

女性の受刑者数は2020年で1770人、全受刑者の10.6%を占める。女性比率は1989年は4.2%だった。この間、65歳以上の受刑者が男性以上に増え、高齢化率は1989年の1.9%から19%と10倍になった(男性受刑者は12.2%)。

万引きや覚醒剤は男性でも多い犯罪だが、女性ならではの特色もある。万引きの場合は、摂食障害で過食と嘔吐を繰り返す中で食べ物を盗るケースもある。摂食障害は体重や体型へのこだわりやストレスからくる精神疾患である。覚醒剤については、交際相手や配偶者からの入手が多

く、目的も男性が「性的な快感や興奮」が第一位なのに対して、女性は「現実逃避」や「やせるため」も上位にくる。DV被害、自傷行為、自殺念慮の経験も男性より割合が高い。認知症の受刑者にも処罰を科すことに意味はあるのか、刑罰だけで薬物問題は解決できるのか、「処罰」と「ケア」の間で、刑務所が抱えるジレンマは深い。

著者は賃金や雇用形態など「男女格差」の問題も提起すれば、彼女たちが塀の内にはいやられることも減るのではないかと、刑務所は塀の外を歪みを映し出してもいい。

MyBunko7 塀の中のおばあさん (猪熊律子、角川新書)

高年齢女性受刑者が激増している!?

